

2024年2月22日

内閣総理大臣 岸田 文雄 殿
内閣官房長官 林 芳正 殿

公務労組連絡会
議長 桜井 眞吾

労働基本権回復など公務員制度等に関する要求書

1948年、占領軍司令官マッカーサーからの書簡を受けた日本政府が発した政令201号により、公務員の労働基本権が大きく制限されてから76年が経過しました。労働基本権制限の唯一の代償措置として人事院勧告制度が設けられてきましたが、民間賃金調査における比較企業規模の切り下げや23春闘での「緊急勧告」要求への不誠実な対応にみられるように、制度の根幹である情勢適応原則が政府・人事院の意向で恣意的に運用されている実態があります。その結果、公務員労働の賃金を抑制するだけでなく、民間も含めた日本全体の賃金水準を押し下げる役割を果たしてきたとさえ言えます。

賃金だけでなく労働時間や勤務地など重要な労働条件さえ使用者の判断で一方向的に決定される現行制度は、公務職場の魅力を著しく低下させており、採用試験の申込者数が長期的な減少傾向にあることとも当然です。

また、労働条件の監督・指導、不当労働行為に対する是正、処分に対する不服申し立てなど、労働者保護の制度が極めて不十分であり、これまでも多くの公務労働者の権利が踏みにじられてきました。

労働基本権をめぐるっては、ILOから再三にわたって是正勧告を受けているにもかかわらず、具体的協議さえも行われていません。労働基本権回復にむけた協議を早期に実施するべきです。

以上をふまえ、政府として以下の要求に対し、誠意ある回答とその実現にむけた対応を強く求めます。

記

- (1) 憲法28条の原則に立った基本的人権として、ILO勧告など国際基準にそった労働基本権の全面的な回復を実現すること。
- (2) 公正・中立・民主的な公務員制度を確立すること。当面、国民的な議論を保障し、自律的労使関係制度の早期確立にむけ検討を行うこと。また、団結権と団体自治に反する登録制度は廃止するとともに、組織介入、不当労働行為は一切行わないこと。
- (3) 管理職員の範囲については、労働組合法に順じた規定とし、労働組合が自主的に組合員の範囲を決定できるようにすること。
- (4) 公務における団結権の保護及び雇用条件決定手続に関するILO第151号条約を批准すること。
- (5) 職員団体のための職員の行為の制限（国公法第108条の6）を廃止すること。

- (6) 公務員の政治的行為の制限を撤廃し、市民的権利を十全に保障すること。
- (7) 中立・公正な行政を確立するために、公務員の身分保障を形骸化させないこと。
- (8) 採用試験区分にもとづく人事運用での差別を撤廃すること。
- (9) 人事評価制度は、中・長期的な人材育成と適材適所の人事配置に活用する制度とし、能力・実績主義強化とそれにもとづく見直しは行わないこと。当面、以下を実現すること。
 - ① 評価結果は全面開示とすること。
 - ② 短期の評価を直接給与や昇任・昇格に反映しないこと。
 - ③ 苦情処理システムに労働組合の関与を保障すること。また、利用しやすい環境を整備すること。
- (10) 「特定秘密保護法」及びマイナンバー制度による公務労働者の基本的人権侵害を防止すること。当面、「適正評価」によるプライバシーの侵害や差別を行わないこと。
- (11) 分限・懲戒の基準について、労使協議により明確にするとともに、手続きの事前審査からあらゆる段階での職員と労働組合の参加を保障すること。

以 上